

別記第4号様式（第8条関係）

和歌山県障害者等用駐車区画利用証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名
連絡先（電話番号等）

氏名	
住所	
利用証交付番号	
再交付申請の理由	紛失 ・ 破損 ・ 汚損

※ 記載された個人情報は、和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度の実施その他これに付随する事務のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(注意事項)

- 1 申請の際には、利用証の交付を受けた時に提示し、又は提出した書類が必要です。
- 2 申請に係る手数料は無料ですが、利用証の郵送を希望される場合は、利用証送付用切手（180 円分）を同封してください。

注意事項

- 1 申請の際には、確認のためにそれぞれ次の書類を提示（氏名、生年月日及び交付要件に該当する旨の記載があるところの写しを添付）してください。
 - (1) 身体障害者・・・身体障害者手帳
 - (2) 知的障害者・・・療育手帳
 - (3) 精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳
 - (4) 難病患者・・・特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証
小児慢性特定疾病医療受給者証
 - (5) 高齢者・・・介護保険被保険者証
 - (6) 妊産婦・・・母子健康手帳及び本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）
 - (7) けが人等・・・医師の診断書・意見書等（発行後3か月以内のものに限る。）
及び本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）
- 2 郵送による申請の場合は、利用証を返送するための切手（180円分）を同封してください。
- 3 本人以外の方が窓口で申請される場合は、1の書類に加えて、代理人の方の本人確認書類（運転免許証、保険証等）をご持参ください。併せて、下記の代理人申請欄への記載が必要です。

【代理人申請欄】※ 申請者の承諾を得ていることが必要です。

代理人氏名	(申請者との続柄：)
代理人住所	
代理人電話番号	
申請者承諾	<input type="checkbox"/> 承諾を得ている。 ※ チェックを入れてください。

※ 記載された個人情報は、和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度の実施その他これに付随する事務のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。